

個人情報ファイル簿（単票）

【企画課・統計係】

個人情報ファイルの名称	統計調査員台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部企画課	
個人情報ファイルの利用目的	統計調査員・指導員の推薦、統計関係表彰被表彰者の推薦	
記録項目	1．氏名、2．住所、3．電話、4．職業、5．生年月日、6．調査員従事年数、7．調査員従事回数、8．受賞歴、9．研修履歴、10．本人の希望、11．県登録調査員歴等	
記録範囲	統計調査員として活動した者、統計調査員登録内容記入票を提出した者	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	-	
記録情報の経常的提供先	千葉県総合企画部統計課、総務省（県経由）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務企画部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】企画課秘書広報室・秘書広報係

個人情報ファイルの名称	公職者台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部企画課秘書広報室	
個人情報ファイルの利用目的	館山市表彰条例の表彰対象となる公職にある者の管理のため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 公職CD、6 公職名、7 就任年月日、8 退任年月日、9 就任期間、10 表彰CD、11 表彰年月日	
記録範囲	館山市の公職にあるもの	
記録情報の収集方法	館山市役所各課	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】企画課秘書広報室・秘書広報係

個人情報ファイルの名称	館山市LINE公式アカウント友だち登録者一覧	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務企画部企画課秘書広報室	
個人情報ファイルの利用目的	館山市LINE公式アカウントにおいて市政情報等をセグメント配信するために利用する。	
記録項目	1 ユーザー識別子、2 ユーザープロフィール、3 誕生年月、4 性別、5 安全・安心メールの受信、6 受け取りたい情報、7 居住地	
記録範囲	館山市LINE公式アカウントに友だち登録し、受信設定を行った者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 館山市総務企画部総務課	
	(所在地) 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和4年8月31日